

# 平成25年度 包括外部監査結果の概要

## 1 平成25年度テーマ

県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行について

## 2 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	首藤慶史（公認会計士）
補助者	内藤真一（公認会計士）、三浦敬司（公認会計士）、宮寄 健（公認会計士） 甫立昌彦（公認会計士）、河野孝行（公認会計士）、目久美将（公認会計士） 菅 豪邦（公認会計士試験全科目合格者）

## 3 対象機関

総務部税務課、各県税事務所

## 4 監査の視点

- ・税の賦課・徴収事務が法令等に準拠して適正かつ網羅的に行われているか
- ・税の賦課・徴収事務は効率的かつ効果的に行われているか
- ・組織体制及び人材育成は適正かつ効率的に行われているか等



「監査の結果」	19件
「意見」	50件
計	69件

**【包括外部監査とは】**  
 監査対象となる県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、「地域住民の福祉の増進と地方公共団体の効率性」や「地方公共団体の組織・運営の合理化と規模の適正化」を達成するために、外部監査人が必要と認める特定のテーマについて年1回以上行う監査。

- 「監査の結果」と「意見」  
 「監査の結果」…不適切であり改善措置等が求められる事項で、地方自治法上、その措置状況の公表等が必要なもの。  
 「意見」…監査の結果とは異なり、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとして提出された、監査人の一つの見識といふべきもので、法的には長や議会などの関係機関に対し応答義務等の拘束力を有しないもの。  
 ※ 当県では監査の結果に添えられて提出された監査人の「意見」を尊重し、「監査の結果」と同様に「意見」についても対応し、その状況の報告・公表等を行うことで、県民への説明責任を果たしてきている。

## 平成25年度 包括外部監査の主な監査の結果及び意見

### 1 税の賦課・徴収事務が法令等に準拠して適正かつ網羅的に行われているか。

	監査の結果及び意見の概要	措置の方向性	頁
課税漏れ対象者の判明について	<p>県税事務所における監査で、本来、個人事業税の課税対象とすべきだが、課税資料を収集できていなかった者について、失格者(課税対象外)として判定済みであると誤認してしまい、課税漏れとなっていた対象者が1名いたことが判明した。</p> <p>なお、これを受けて大分県では、当該県税事務所を含む全ての県税事務所を対象に課税漏れ調査を実施したが、課税漏れは当該1名のみであった。また、当該1名について、賦課及び徴収事務も完了しているとのことである。</p>	<p>今回の課税漏れは、当県の収集済みの課税資料と税務署から入手した課税候補者リストとの突合作業を、担当者一人で行ったため発生したものであることから、課税漏れの有無を突合チェックの際は、二重のチェックを徹底する。</p> <p>また、突合作業を確実に効率的に行うため、既存アプリケーションソフトの活用による自動化についても検討する。</p>	42
滞納処分の執行停止者の資力回復調査の妥当性について	<p>資力回復調査の結果、滞納処分する財産がない等の理由で、当該滞納者からの県税の徴収が困難であるということで滞納処分の執行停止が継続されているが、追加調査等を指示すべきであったと考えられるものがあった。</p>	<p>今回の指摘は、滞納処分の執行を停止していた間にその滞納者が死亡し、その相続人から徴収可能な状況になった可能性があるにもかかわらず、相続関係調査に手間どり、本来取り消すべき滞納処分の執行停止が継続したままになっている案件があったというものである。</p> <p>当該案件については、執行停止を取り消した上で相続人の所在等の調査を行い、相続人に対する納税義務の承継手続きを完了している。</p> <p>また、今後同様の事例が生じないように、適正な事務処理の徹底を事務運営方針として全県税事務所に通知するとともに、県税事務所長等を集めた会議において指示した。</p>	146

### 2 税の賦課・徴収事務は効率的かつ効果的に行われているか

	監査の結果及び意見の概要	措置の方向性	頁
市町村との連携強化の取組みについて	<p>個々の給与所得者からの納付ではなく、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から徴収し納入する「特別徴収」のより一層の徹底を図るため、連絡会議などを通じて、実際に個人県民税の事務を取り扱う市町村と連携を強化し、個人県民税の特別徴収制度を十分に浸透させていくことが必要である【意見】</p>	<p>特別徴収を推進することが県民の利便性・徴収の効率性の向上につながることから、実際に個人県民税の事務を行っている市町村との連携を強化する必要がある。</p> <p>平成24年度にも、県と全市町村とで「個人住民税特別徴収適正実施推進プラン」を策定し、対象事業所への個別訪問や各種メディアを利用した啓発・広報の実施、全県単位での連絡会議を通じた情報交換など、プランに基づいた取組を協働して行ってきた。</p> <p>平成26年5月に行った課税手続きをもってプランはひとつの区切りを迎えたが、今後も特別徴収に係る課題解決に向けて市町村との連携は不可欠であり、連絡会議における課題協議や各県税事務所所管単位での情報交換等を通じて、これまで以上に市町村との連携を強化し、制度の適正実施に取り組んでいくこととしている。</p>	28
クレジットカードによる納付	<p>自動車税の納期内納付改善の手段として、クレジットカードによる納付の導入についての検討が強く望まれる。【意見】</p>	<p>クレジットカード納税は、導入のためのシステム改修に経費を要することや運用に取扱手数料が生じること、納付の確認までに相当な期間を要するため納税証明発行の際にトラブルを生じやすい等、いくつかの解決すべき課題を抱えているが、自動車税の納付手段の多様化は県民サービスの向上につながり、特に納期内納付率が全国最下位レベルにある当県としては幅広く検討する必要がある。</p> <p>今後、費用対効果等を踏まえ、メリット・デメリットを整理していきたい。</p>	87

### 3 組織体制及び人材育成は適正かつ効率的に行われているか

	監査の結果及び意見の概要	措置の方向性	頁
税務事務に対する業務管理手法の導入について	<p>税務の効率的な事務執行を図るためには、職員の業務内容や業務量の実態を集計するなどの方法により現状把握と実態分析をすることが必要であるが、現状の仕組みでは、県税事務所ごとの組織単位、人員単位、個々の税務事務単位、一定の時系列単位での業務内容や業務量は十分に把握されていない。</p> <p>業務の有効性や効率性の評価に資する業務内容や業務量を一定の業務時間集計手法で把握し分析することで、将来に向けた事業の目標の立案や業務プロセスの改善等の政策立案に資するための基礎とするために、一定の業務管理手法を導入し運用することが望ましい。【意見】</p>	<p>効率的な事務執行のため、税務組織におけるミッションやビジョンの明確化・共有化を図り、業務時間集計の導入等により業務管理に必要な基礎的情報を得ることとする。</p> <p>業務時間の集計に関しては、職員自身によるスケジュール管理が可能なシステムを構築し、集計されたデータを業務内容ごとの標準作業時間・標準作業量といった目標管理や、より効率的な事務運営に向けた見直しの基礎資料として役立てていく。</p> <p>既に平成26年7月から一部の県税事務所で試行的に導入しており、8月には、試行結果に基づいた集計データの有効性やプログラムの修正等についての検証を予定している。</p>	133